

## 【島根県からのお知らせ】

―新型コロナウイルスの影響で納税が困難な事業者の皆様へ―

申請により、最長1年間、無担保・延滞金なしで納税の猶予を受けることができます。

○対象の方… 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、納期限までに納付できない法人または個人の方

○対象税目… 地方法人三税、個人の事業税、不動産取得税など、ほぼ全ての県税・市町村税

○申請期限… 各税目の納期限

○申請方法… 県税については、県のホームページをご覧くださいか、最寄りの県民センターへお問合せください。市町村税については各市町村へお問い合わせください。

○お問い合わせ先

東部県民センター（本所） 0852-32-5632  
隠岐税務部 08512-2-9617  
雲南事務所 0854-42-9520  
出雲事務所 0853-30-5532  
西部県民センター（本所） 0855-29-5523  
県中央事務所 0854-84-9576  
益田事務所 0856-31-9516

※申請には期限があるため、お早めにご相談ください。

※国税にも猶予制度があります。広島国税局猶予相談センター（0120-683-754）  
にお問い合わせください。